

公 募 公 告

『「ふくい桜マラソン 2026」メディア広報業務』に係る企画提案書の提出を求めるため、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 1 7 日

ふくい桜マラソン実行委員会 会長 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める業務（以下「本業務」という。）

（1）業務名

「ふくい桜マラソン 2026」メディア広報業務

（2）業務内容

「ふくい桜マラソン 2026」メディア広報業務企画提案募集要領（以下「募集要領」という。）による

（3）契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

（4）契約上限額

1 0, 3 9 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む）

2 参加要件

この企画提案に応募できる者は、次の資格要件の全てを満たすこととする。共同企業体を構成して参加する場合も、全ての構成員が当該資格要件を満たすこととする（ただし、（6）の項目はいずれかの構成員が満たせばよい）。なお、いずれの構成員も、この業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

（1）福井県財務規則（昭和 3 9 年福井県規則第 1 1 号）第 1 4 6 条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

（2）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 各号に該当しないこと

（3）企画提案書の提出日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと

（4）民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと

（5）福井県内に、本社、支社、営業所または事務所があること

（6）過去に類似、同程度の規模の業務を実施した経験がある者であること

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 企画提案に必要な資料

募集要領を参照のこと

（企画提案書の提出期限は令和7年7月7日（月）17時 必着）

4 受託者の選定・契約等

募集要領を参照のこと

5 企画提案書の提出先および問い合わせ先（募集要領等交付場所）

ふくい桜マラソン実行委員会事務局

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県交流文化部文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課内

電話／0776-20-0539 FAX／0776-20-0664

電子メール／marathon@pref.fukui.lg.jp

募集要領は以下のふくい桜マラソン大会ホームページでも公開する

アクセス先 <https://fukui-sakura-marathon.jp/news/news/2877/>